



# 東濃西部 消費生活相談のあれこれ

## No.84

発行：東濃西部広域行政事務組合

### ひょっとしたら高齢者が深刻な消費生活トラブルにあっているかも？

高齢者をターゲットにした詐欺に関する相談はここ数年増加傾向にあり、高齢者をねらう悪質事業者が増えています。また、高齢者の中には、記憶力や認識能力等の低下から被害を受けたとっていない人や、被害にあっても他人に相談するのが恥ずかしいと思っている人がいて、被害が表に現れにくい傾向があります。

家族や周りの人が、日常会話や家の中の見慣れない商品・契約書などで不審な様子に気付いたら、高齢者に声をかけてあげてください。そして、話の中から消費者トラブルにあっている様子や認知症の様子が見られたら、消費生活相談窓口や地域包括センターにつないでください。あなたの「気づき」がきっかけとなって、高齢者の被害を止めることができるかもしれません。



こんな相談ありました



突然、債権回収業者から請求はがきをもらった。契約は8年前のネット回線使用料のようだが、覚えがない。相手事業者に問い合わせしようと思う。延滞料も発生している。

契約が成立していたとしても、5年間請求がなかったら、債権者の請求を消滅させる消滅時効を援用できる可能性があります。ただし相手方に連絡をとり、支払い義務があることを認めるような回答をしている場合には、時効が中断して、消滅時効の援用を受けられないケースもあります。消滅時効を援用できるかどうかの判断は、弁護士相談をご利用ください。

### 9月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	27件
訪問販売	12件
訪問購入	2件
通信販売	30件
連鎖販売	1件
電話勧誘	5件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	13件

\*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

### 消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業